

国有林野の管理経営に関するモニター実施要領

平成 16年 6月 2日 15林国経第54号
林野庁国有林野部長より各森林管理局長あて

[最終改正]令和3年3月17日2林国経第121号

1 募集及び依頼

(1) 募集方法

国有林野の管理経営に関するモニター（以下「モニター」という。）の募集については、モニターの依頼期間の最終年度に、次の方法を参考として適切な方法により行うものとする。

- ① 森林管理局の広報紙への掲載
- ② 森林管理局のホームページへの掲載
- ③ 関係都道府県又は市町村の長の協力を得て、関係都道府県又は市町村の公報又は広報誌への掲載

(2) 募集期間

募集を開始した日から概ね1ヶ月間を基本として森林管理局長が定める期間とする。

(3) 応募方法

応募方法については、住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号及びモニターに応募する理由を明記した郵便はがき等によるものとする。

(4) 再募集

森林管理局長は、応募者数が(5)に定める依頼者数に満たないときは、再募集を行うことができるものとする。

また、依頼期間の途中に3に規定するモニターの辞退等によりモニターに欠員が生じた場合は、当該欠員数の範囲内において、当該欠員に係る残りの依頼期間をその依頼期間として、再募集を行うことができるものとする。

(5) 依頼

① 依頼者数の基準

森林管理局ごとの依頼者数は、流域ごとに2名（ただし、1流域に複数の署（支署を含む。）がある場合はそれぞれの署ごとに2名）を目安とし、具体的な人数は森林管理局長が定めるものとする。

② 森林管理局長は、次の事項を考慮して依頼者を選定する。

- ア 森林管理署等が管轄する流域ごとの依頼者数が概ね均衡すること
- イ 男女別の依頼者数が概ね均衡すること
- ウ 40歳未満、40歳以上60歳未満及び60歳以上の3階層に区分した年齢階層ごとの依頼者数が概ね均衡すること
- エ モニターに応募する理由が適当であること
- オ 国有林野事業に対し、他の機会に要望等を行っていないこと

カ 原則として、募集を行う年度においてモニターでないこと

- ③ 森林管理局長は、モニターを選定したときには、遅滞なく、選定したモニターの承諾を得た上で依頼状（様式1）を送付するものとする。この場合において、森林管理局担当者は、モニター情報票（様式2）を作成し、本庁担当者に報告するものとする。

2 依頼事項

(1) アンケート調査への回答

- ① 森林管理局長は、モニターを対象に、毎年度、アンケート調査を実施するものとする。
- ② 森林管理局担当者は、モニターから提出されたアンケート調査への回答結果を取りまとめ、遅滞なく本庁担当者に報告するものとする。
- ③ 本庁担当者は、各局におけるアンケート調査への回答結果の概要について、森林管理局への情報提供を行うとともに、必要な助言等を行うものとする。

(2) 国有林野の管理経営に関する意見、要望等の提出

- ① モニターは、国有林野の管理経営に関する意見、要望等を、随時、森林管理局長に提出することができる。
- ② 森林管理局担当者は、①の意見、要望等への対応が完了したときは、意見、要望等及び対応の内容を、本庁担当者に報告するものとする。

(3) モニター会議への出席

森林管理局長は、管轄区域内のモニターを対象に、モニター会議を開催し、国有林野の管理経営に関する情報・意見等の交換を図るものとする。

ただし、出席者については、会議への参加を希望する者を募集し、応募したモニターの中から、次の事項を考慮して選定するものとする。

- ① 森林管理署等が管轄する流域ごとの依頼者数が概ね均衡すること
- ② 男女別の依頼者数が概ね均衡すること
- ③ 40歳未満、40歳以上60歳未満及び60歳以上の3階層に区分した年齢階層ごとの依頼者数が概ね均衡すること

3 モニターの辞退等

森林管理局長は、実施要綱2の資格要件に該当しなくなる等モニターを辞退する旨の届け出があったときにはその辞退届（様式3）を、応募時の記載事項に変更があったときには応募記載事項の変更届（様式4）の提出を求めるものとする。

なお、辞退届を受理した場合を含め、実施要綱6に基づき依頼を取消した場合には、遅滞なく、文書をもってモニターに通知するものとする。

4 謝礼

- (1) 森林管理局長は、モニターの1年間の活動に対して、「農林水産省所管に属する物品の無償貸付及び譲与に関する省令」（平成19年農林水産省令第58号）に基づき、記念品を贈るものとする。ただし、記念品の金額は5,000円以内とする。

- (2) モニター会議への出席に係る交通費等については、「国家公務員等の旅費に関する法律」(昭和25年4月30日法律第114号)に準じて支給するものとする。

5 その他

- (1) 森林管理局長は、モニターに対して、定期的に、林野庁及び森林管理局の広報資料等を送付する等情報を提供するものとする。
また、森林管理署等が開催する植樹祭等への招待についても、検討するものとする。
- (2) 森林管理局長は、モニターに対して、モニターから提出された個々の意見、要望等ごとに、それぞれ回答することにはならない旨を周知し、誤解を招かないよう努める。
- (3) その他、実施に関し必要な事項は、森林管理局長が定めるものとする。

依 頼 状

様

あなたに、〇〇年度～〇〇年度林野庁国有林野の管理経営に関するモニターを依頼します。

期間

〇〇年4月1日～〇〇年3月31日まで

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇森林管理局長

〇〇 〇〇

〇〇年度～〇〇年度国有林野の管理経営に関するモニター情報票
(〇〇森林管理局)

1. モニターの総数 (人)

2. モニターの内訳

(1) 性別

男性 (人)、女性 (人)

(2) 年齢

40歳未満 (人)

40歳以上60歳未満 (人)

60歳以上 (人)

(3) 職業

〇〇 (人)

〇〇 (人)

(備考) 職業欄は、農業、林業、会社員等のカテゴリーごとに集計した人数を記載すること。

国有林野の管理経営に関するモニター 辞 退 届

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

氏 名

住 所

このたび、下記の理由により、国有林野の管理経営に関するモニターを
辞退いたしたく、お届けします。

記

(注) 辞退後に転居される場合は、転居先をお書き下さい。

(備 考) 用紙の寸法は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

応募記載事項の変更届

年 月 日

〇〇森林管理局長 殿

氏 名

住 所

このたび、応募記載事項に変更がありましたので、下記のとおりお届けします。

記

変 更 前	変 更 後

(備 考) 用紙の寸法は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。